

静岡労働局発表
平成22年10月29日(金)

担 当	静岡労働局職業安定部職業対策課
	課長 鈴木康介
	課長補佐 村田政義
	障害者雇用担当官 寺田好秀
054-271-9973	

身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について

(平成22年6月1日現在の障害者雇用状況報告の集計結果)

【民間企業】

- 民間企業の障害者の実雇用率は、1.68% (法定雇用率1.8%)
前年より0.03ポイントの上昇！法定雇用率達成企業割合は49.1%

【公的機関（地方公共団体）】

- 県の機関の実雇用率は、2.23% (法定雇用率2.1%)
前年より0.09ポイントの上昇！全ての機関で法定雇用率を達成
- 市町等の機関の実雇用率は、2.31% (法定雇用率2.1%)
前年より0.03ポイントの上昇！4市町等が法定雇用率を未達成
- 県等の教育委員会の実雇用率は、1.76% (法定雇用率2.0%)
前年より0.11ポイント上昇！
法定雇用率を達成している機関は1機関のみ！

I 障害者雇用状況報告の概要

- 1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について報告を求めている。
- 2 雇用状況報告を求める対象は、静岡県内に本社機能を有する民間企業（算定基礎労働者数56人以上規模）、公的機関（県の機関、市町等機関）及び特殊法人の機関である。
- 3 今回の障害者の雇用状況は、平成22年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめたものである。

注1 雇用されている障害者の数については、重度身体障害者及び重度知的障害者（短時間労働者以外）については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行う。

注2 精神障害者である短時間労働者（一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

II 雇用状況報告の集計結果の概要

1 静岡県内の民間企業における雇用状況

一般の民間企業の実雇用率は1.68%に改善 (第1表、第8表)

- ① 民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）における実雇用率は、1.68%と前年（1.65%）に比べて0.03ポイント上昇した。（第1表の④欄、第8表）
- ② 法定雇用率達成企業の割合は、49.1%と前年（49.2%）に比べて0.1ポイント低下した。（第1表の⑥欄）
- ③ 対象企業数は2,167社と前年（2,202社）に比べて35社減少した。（第1表の①欄）

算定の基礎となる労働者は減少し雇用障害者の数は増加 (第1表、第3表、第8表)

- ① 算定基礎労働者数は、477,613人と前年（480,015人）より2,402人（0.5%）減少した。（第1表の②欄）
- ② 雇用されている障害者数は、8,029.5人と前年（7,937.0人）より92.5人（1.2%）増加した。（第1表の③欄、第8表）

このうち身体障害者は、5,845人と前年より64人（1.1%）減少した。

知的障害者は、1,936人と前年より111人（6.1%）、精神障害者は、248.5人と前年より45.5人（22.4%）それぞれ増加した。（第3表の②と③のD欄及び④のC欄）

※ 第1表の③のE欄。重度障害者は、1人を2人、精神障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算しているのので、雇用障害者の実数では55人の増加。（第3表の①のA欄）

産業別の状況 (第2表、第4表)

- ① 産業別の雇用されている障害者の数は、前年に比べ「製造業」「卸・小売業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊・飲食サービス」「複合サービス事業」「サービス業」において減少し、他の業種では増加した。（第2表の③のE欄、第4表の①のB欄）
- ② 実雇用率は、前年に比べ「学術研究、専門・技術サービス業」「複合サービス事業」「サービス業」は低下し、「製造業」は同率、他の業種では上昇した。
法定雇用率（1.8%）を達成している業種は、生活関連サービス・娯楽業（2.53%）、医療・福祉（2.02%）であった。（第2表の④欄）
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、・農・林・漁・鉱業（50.0%）建設業（51.9%）、製造業（54.3%）、電気・ガス・水道業（50.0%）、運輸業（55.6%）、医療・福祉（58.2%）、複合サービス事業（52.0%）では50%以上であったが、他の業種では50%を下回った。（第2表の⑥欄）

企業規模別の状況（第5表、第6表、第7表）

- ① 企業規模別の雇用されている障害者の数は、前年に比べ56人～99人規模企業、300人～499人規模企業で減少したが、それ以外の企業規模では増加した。（第5表の③のE欄、第6表の①のB欄）
- ② 実雇用率は、すべての企業規模で上昇し、300人～499人規模企業では1.86%、1,000人以上企業規模においては1.94%と、それぞれ法定雇用率（1.8%）を上回った。（第5表の④欄）
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、300人～499人規模企業（55.8%）、500人～999人規模企業（56.9%）、1,000人以上規模企業（62.7%）では50%を上回ったが、56人～99人規模企業（46.7%）、100人～299人規模企業（48.5%）では50%を下回った。（第5表の⑥欄）

民間企業における実雇用率の全国順位は28位と前年と同位、達成企業割合は32位から39位となった。（第9表）

静岡県内の民間企業における実雇用率は、全国平均と同率となり全国順位では28位と前年と変わらず、法定雇用率達成企業割合は、全国平均（47.0%）は上回ったものの法定雇用率達成企業割合は39位に低下した。

2 公的機関（地方公共団体）における雇用状況

県の機関の実雇用率は2.23%で全ての機関で達成（第10表、第11表）

- ・県の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は152.5人と前年（162.0人）に比べて9.5人減少し、実雇用率は2.23%と前年（2.14%）に比べて0.09ポイント上昇している。（第10表の③欄のE、④欄）
- ・実障害者数(注)は123人と前年（129人）に比べて6人減少した。（第11表の①欄）
- ・前年と同様すべての機関で法定雇用率を達成した。（第10表の⑥欄）

市町等の機関の実雇用率は2.31%で4機関において未達成（第12表、第13表）

- ・市町等の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は595.5人と前年（582.5人）に比べて13人増加し、実雇用率は2.31%と前年（2.28%）に比べて0.03ポイント上昇している。（第12表の③欄のE、④欄）
- ・実障害者数（注）は454人と前年（441人）に比べて13人増加した。（第13表の①欄）
- ・法定雇用率達成機関は43市町等で、達成割合は91.5%と前年（94.3%）に比べて2.8ポイント低下している。（第12表の⑥欄）
- ・法定雇用率未達成の機関は4市町等であった。（別表：資料17ページ）

県等の教育委員会の実雇用率は1.76%で達成機関は1機関 (第14表、第15表)

- ・ 県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する教育委員会 (法定雇用率2.0%) に在職している障害者の数は310.0人と前年 (292.0人) に比べて18人増加し、実雇用率は1.76%と前年 (1.65%) に比べて0.11ポイント上昇している。(第14表の③欄のE、④欄)
- ・ 実障害者数 (注) は233人と前年 (218人) に比べて15人増加している。(第15表の①欄)
- ・ 法定雇用率達成機関は1機関のみで、達成割合は25.0%で前年と同数であった。(第14表の⑥欄)
- ・ 法定雇用率未達成の機関は3機関であった。(別表：資料17ページ)

特殊法人の実雇用率は1.89%で3法人が未達成 (第16表、第17表)

- ・ 特殊法人 (法定雇用率2.1%) に雇用されている障害者の数は65.0人と前年 (44.0人) に比べて21人増加し、実雇用率は1.89%と前年 (1.42%) に比べて0.47ポイント上昇している。(第16表の③欄のE、④欄)
- ・ 実障害者数 (注) は45人と前年 (30人) と比べて15人増加している。(第17表の①欄)
- ・ 法定雇用率達成法人割合は50%と前年 (50%) と同率になっている。(第16表の⑥欄)
- ・ 法定雇用率未達成の特殊法人は3法人であった。(別表：資料17ページ)

(注) 実障害者数とは、重度障害の常用雇用者を1名とし (ダブルカウントしない数)、短時間労働者の精神障害者を1名 (0.5人カウントしない数) として算出したもの。

III 静岡労働局及びハローワークにおける障害者雇用対策に係る目標に対する取り組み結果について

障害者雇用対策の推進に係る平成21年度の行政運営方針における平成22年6月1日現在の行政数値目標として、「障害者雇用率は1.8%」を目指しつつ前年度に比較して0.05%ポイント以上引き上げる。また、「達成企業割合は55%」まで引き上げることを数値目標に設定して、「雇用率達成指導の厳正な実施」「職業相談・職業紹介の充実」「雇用・福祉・教育等との連携による就労支援」「改正障害者の雇用の促進等に関する法律の周知」を重点施策に掲げ、静岡県及び静岡障害者職業センター等の関係機関との連携を図り、積極的に取り組んできた結果、雇用率は1.68%と目標数値には及ばなかったものの0.03ポイント改善することができたが、達成企業割合は49.1%と0.1ポイントの低下となった。

公的機関は、法定雇用率2.1%の市町等機関では4機関、2.0%の適用される教育委員会では3機関、2.1%の特殊法人では3機関で未達成となっている。

IV 今後の雇用対策

1 法定雇用率未達成企業に対する厳正な指導による障害者雇用の促進

未達成企業に対しては職域開発に向けた支援や作業施設改善等の助成金の活用しつつ、厳正な指導を行う。特に、これまで雇用実績のない企業に対しては、障害者雇用ファースト・ステップ奨励金の活用等により、障害者雇用の促進していく。

2 公的機関に対する厳正な指導による障害者雇用の促進

公的機関は民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成機関においては障害者採用計画に基づき、早期雇用率達成に向けた厳正な指導を実施していくこととする。

特に知的障害者等の受入れが少ないことからチャレンジ雇用等による受入れを積極的に推進していく。

3 改正法の円滑な施行

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、平成 22 年 7 月から 200 人を超え 300 人以下規模の企業が雇用納付金制度の対象となるとともに、短時間労働者（週 20 時間以上 30 時間未満）が障害者雇用率制度の対象となったなど同改正法の周知を引き続き図っていく。

4 事業主に対する障害者雇用への意識改革

静岡県との連携により、障害者雇用率未達成企業に対し県の実施する「障害者雇用企業見学会（11 月 4 日中部地区企業、12 月 9 日東部地区企業）」への参加を促し、障害者雇用についての意識の改革や不安の解消を図り、雇用を促進していく。

5 職場適応援助者（ジョブコーチ）を活用した就職・職場定着支援

静岡県及び静岡障害者職業センターが設置している職場適応援助者（ジョブコーチ）を活用し、知的障害者等に対する就職から職場定着までの支援を図っていく。

6 福祉・教育から一般就労への自立支援

ハローワークが中心となって地域の福祉施設、特別支援学校や障害者就業・生活支援センターなどと連携した「チーム支援」により、就職の準備段階から就職後の職場定着までの一貫した支援を行う。

7 障害特性に応じた支援の充実

障害者一人ひとりの障害特性に応じて、障害者雇用のための助成金や支給措置等を積極的に活用し、就職に向けた支援を実施する。

障害者の雇用状況

静岡県労働局職業安定部職業対策課
(平成22年6月1日現在)

I 民間企業における障害者雇用状況

第1表 障害者雇用の概況

区 分	① 企業数 (社)	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数 (人)	③ 障害者の数(人)					E 計 A×2+B+C+D ×0.5	F うち新規雇用 分	④ 実雇用率 (E÷②×100) (%)	⑤ 法定雇用率 達成企業数 (社)	⑥ 法定雇用率達 成企業割合 (%)
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D. 精神障害 者である短 時間労働者						
静岡県	平成22年	2,167	477,613	2,131	186	3,538	87.0	8,029.5	561.5	1.68	1,064	49.1
	対前年増減数	▲35	▲2,402	37	20	▲1	▲1.0	92.5	▲178.5	0.03	▲19	▲0.1
全 国	平成21年	2,202	480,015	2,094	166	3,539	88.0	7,937.0	740.0	1.65	1,083	49.2
	平成22年	71,830	20,356,456	88,411	6,936	157,816	2,799.0	342,973.5	29,597.0	1.68	33,742	47.0
	平成21年	72,328	20,441,198	86,331	6,089	153,029	2,063.0	332,811.5	29,985.0	1.63	32,891	45.5

第2表 障害者雇用の概況(産業別)

区 分	① 企業数 (社)	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数 (人)	③ 障害者の数(人)					E 計 A×2+B+C+D ×0.5	F うち新規雇用 分	④ 実雇用率 (E÷②×100) (%)	⑤ 法定雇用率 達成企業数 (社)	⑥ 法定雇用率達 成企業割合 (%)
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D. 精神障害 者である短 時間労働者						
A・B・C 農・林・漁・鉱業	4 (3)	596 (535)	3 (2)	0 (0)	4 (2)	0.0 (0.0)	10.0 (6.0)	1.0 (2.0)	1.68 (1.12)	2 (1)	50.0 (33.3)	
D 建設業	54 (46)	7,133 (6,601)	35 (32)	4 (4)	34 (28)	0.0 (0.0)	108.0 (96.0)	2.0 (7.0)	1.51 (1.45)	28 (23)	51.9 (50.0)	
E 製造業	878 (914)	230,160 (234,780)	1,160 (1,177)	31 (26)	1,755 (1,815)	17.0 (22.0)	4,114.5 (4,206.0)	207.0 (323.5)	1.79 (1.79)	477 (513)	54.3 (56.1)	
9.10 食料品・タバコ	118 (122)	18,392 (18,221)	78 (86)	11 (9)	162 (149)	1.0 (3.0)	329.5 (331.5)	17.0 (18.5)	1.79 (1.82)	72 (75)	61.0 (61.5)	
11 繊維・衣服	10 (12)	983 (1,188)	3 (3)	0 (0)	11 (14)	0.0 (0.0)	17.0 (20.0)	1.0 (1.0)	1.73 (1.68)	5 (8)	50.0 (66.7)	
12.13 木材・家具	17 (17)	1,613 (1,655)	1 (3)	0 (0)	13 (15)	0.0 (0.0)	15.0 (21.0)	0.0 (0.0)	0.93 (1.27)	7 (10)	41.2 (58.8)	
14.15 パルプ・紙・印刷	92 (95)	13,622 (14,484)	44 (51)	1 (1)	109 (117)	0.0 (0.0)	198.0 (220.0)	6.0 (12.0)	1.45 (1.52)	47 (52)	51.1 (54.7)	
16~18 化学工業	84 (82)	12,937 (13,604)	51 (56)	2 (1)	101 (107)	1.0 (0.0)	205.5 (220.0)	3.5 (8.0)	1.59 (1.62)	37 (42)	44.0 (51.2)	
21 窯業・土石	8 (7)	2,251 (1,560)	4 (2)	0 (0)	17 (10)	0.0 (0.0)	25.0 (14.0)	0.0 (0.0)	1.11 (0.90)	3 (2)	37.5 (28.6)	
22 鉄鋼	6 (6)	1,528 (1,574)	4 (3)	0 (0)	13 (13)	0.0 (0.0)	21.0 (19.0)	3.0 (2.0)	1.37 (1.21)	4 (3)	66.7 (50.0)	
23 非鉄金属	16 (18)	3,059 (3,457)	11 (9)	0 (0)	35 (37)	0.0 (0.0)	57.0 (55.0)	1.0 (2.0)	1.86 (1.59)	10 (9)	62.5 (50.0)	
24 金属製品	73 (71)	7,829 (11,960)	66 (85)	0 (0)	101 (122)	0.0 (0.0)	233.0 (292.0)	3.0 (15.0)	2.98 (2.44)	46 (44)	63.0 (62.0)	
29 電気機械器具	76 (79)	33,481 (28,163)	186 (167)	2 (3)	248 (207)	1.0 (2.0)	622.5 (545.0)	31.0 (75.5)	1.86 (1.94)	48 (49)	63.2 (62.0)	
25~ 27. 30.31 その他機械	303 (321)	111,884 (116,368)	596 (605)	14 (12)	791 (872)	14.0 (17.0)	2,004.0 (2,102.5)	115.5 (161.5)	1.79 (1.81)	162 (181)	53.5 (56.4)	
19.20. 28.32 その他製造業	75 (84)	22,581 (22,546)	116 (107)	1 (0)	154 (152)	0.0 (0.0)	387.0 (366.0)	26.0 (28.0)	1.71 (1.62)	36 (38)	48.0 (45.2)	
F 電気・ガス・水道業	6 (6)	3,753 (3,691)	21 (19)	0 (0)	18 (16)	0.0 (0.0)	60.0 (54.0)	2.0 (0.0)	1.60 (1.46)	3 (3)	50.0 (50.0)	
G 情報通信業	54 (54)	9,274 (8,799)	38 (30)	2 (1)	35 (32)	0.0 (0.0)	113.0 (93.0)	14.0 (14.0)	1.22 (1.06)	16 (15)	29.6 (27.8)	
H 運輸業	142 (139)	22,052 (22,211)	75 (73)	15 (7)	210 (204)	5.0 (3.0)	377.5 (358.5)	41.0 (43.0)	1.71 (1.61)	79 (73)	55.6 (52.5)	
I 卸・小売業	327 (340)	68,567 (69,376)	218 (220)	32 (33)	420 (418)	18.0 (15.0)	897.0 (898.5)	59.5 (101.0)	1.31 (1.30)	122 (123)	37.3 (36.2)	
J・K 金融・保険・不動 産・物品賃貸業	51 (50)	24,410 (24,177)	110 (105)	2 (1)	146 (146)	1.0 (0.0)	368.5 (357.0)	33.0 (37.0)	1.51 (1.48)	16 (15)	31.4 (30.0)	
L 学術研究、 専門・技術サービス	27 (29)	4,223 (4,536)	13 (15)	0 (1)	21 (23)	0.0 (0.0)	47.0 (54.0)	1.0 (4.0)	1.11 (1.19)	9 (12)	33.3 (41.4)	
M 宿泊、飲食サービス	57 (63)	8,794 (9,258)	23 (25)	10 (5)	69 (70)	1.0 (2.0)	125.5 (126.0)	18.0 (19.0)	1.43 (1.36)	28 (30)	49.1 (47.6)	
N 生活関連サービス・ 娯楽業	88 (93)	13,101 (12,994)	91 (71)	5 (4)	140 (122)	9.0 (13.0)	331.5 (274.5)	48.0 (32.0)	2.53 (2.11)	37 (38)	42.0 (40.9)	
O 教育、学習支援業	32 (31)	5,422 (5,407)	15 (15)	0 (1)	33 (29)	1.0 (1.0)	63.5 (60.5)	6.0 (5.0)	1.17 (1.12)	11 (13)	34.4 (41.9)	
P 医療、福祉	261 (251)	42,685 (40,158)	201 (185)	67 (62)	377 (343)	30.0 (26.0)	861.0 (788.0)	67.5 (102.5)	2.02 (1.96)	152 (142)	58.2 (56.6)	
Q 複合サービス事業	25 (24)	9,040 (9,591)	35 (39)	0 (1)	56 (58)	0.0 (0.0)	126.0 (137.0)	10.0 (4.0)	1.39 (1.43)	13 (9)	52.0 (37.5)	
R サービス業	161 (159)	28,403 (27,901)	93 (86)	18 (20)	220 (233)	5.0 (6.0)	426.5 (428.0)	51.5 (46.0)	1.50 (1.53)	71 (73)	44.1 (45.9)	
合 計	2,167 (2,202)	477,613 (480,015)	2,131 (2,094)	186 (166)	3,538 (3,539)	87.0 (88.0)	8,029.5 (7,937.0)	561.5 (740.0)	1.68 (1.65)	1,064 (1,083)	49.1 (49.2)	

* ()内は、平成21年6月1日現在。

第3表 障害種別雇用の状況

区 分		① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)					③ 知的障害者の数(人)					④ 精神障害者の数(人)			
		A 実障害者数	B 算出障害者数	A 重度身体障害者	B 重度身体障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者	D 計 A×2+B+C		A 重度知的障害者	B 重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の知的障害者	D 計 A×2+B+C		A 精神障害者	B 精神障害者である短時間労働者	C 計 A+B×0.5	
		②(A+B+C)+ ③(A+B+C)+ ④(A+B)	②D+③D+④C					E. うち新規雇用分					E. うち新規雇用分				D. うち新規雇用分
静岡県	平成22年	5,942	8,029.5	1,669	100	2,407	5,845	310	462	86	926	1,936	211	205	87.0	248.5	40.5
	対前年増減数	55	92.5	▲8	20	▲68	▲64	▲116	45	0	21	111	▲41	46	▲1.0	45.5	▲21.5
	平成21年	5,887	7,937.0	1,677	80	2,475	5,909	426	417	86	905	1,825	252	159	88.0	203.0	62.0
全国	平成22年	255,962	342,973.5	76,575	5,007	113,638	271,795	20,230	11,836	1,929	35,636	61,237	7,060	8,542	2,799.0	9,941.5	2,307.0
	平成21年	247,512	332,811.5	75,396	4,443	113,031	268,266	20,996	10,935	1,646	33,319	56,835	7,001	6,679	2,063.0	7,710.5	1,988.0

第4表 障害種別雇用の状況(産業別)

区 分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)					③ 知的障害者の数(人)					④ 精神障害者の数(人)			
	A 実障害者数 ②(A+B+C)+ ③(A+B+C)+ ④(A+B)	B 算出障害者数 ②D+③D+④C	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分	A 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用分
A・B・C 農・林・漁・鉱業	7 (4)	100 (60)	3 (2)	0 (0)	2 (0)	8 (4)	- (-)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	- (-)
D 建設業	73 (64)	1080 (96.0)	35 (32)	4 (4)	28 (21)	102 (89)	- (-)	0 (0)	0 (0)	2 (3)	2 (3)	- (-)	4 (4)	0 (0)	4.0 (4.0)	- (-)
E 製造業	2,963 (3,040)	4,114.5 (4,206.0)	925 (956)	21 (17)	1,221 (1,289)	3,092 (3,218)	- (-)	235 (221)	10 (9)	449 (462)	929 (913)	- (-)	85 (64)	17 (22)	93.5 (75.0)	- (-)
9.10 食料品・タバコ	252 (247)	329.5 (331.5)	48 (50)	4 (3)	99 (92)	199 (195)	- (-)	30 (36)	7 (6)	52 (48)	119 (126)	- (-)	11 (9)	1 (3)	11.5 (10.5)	- (-)
11 繊維・衣服	14 (17)	17.0 (20.0)	1 (1)	0 (0)	9 (9)	11 (11)	- (-)	2 (2)	0 (0)	2 (5)	6 (9)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	- (-)
12.13 木材・家具	14 (18)	15.0 (21.0)	1 (3)	0 (0)	9 (11)	11 (17)	- (-)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	4 (4)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	- (-)
14.15 ハルブ・紙・印刷	154 (169)	198.0 (220.0)	38 (46)	1 (1)	75 (84)	152 (177)	- (-)	6 (5)	0 (0)	29 (29)	41 (39)	- (-)	5 (4)	0 (0)	5.0 (4.0)	- (-)
16~18 化学工業	155 (164)	205.5 (220.0)	40 (41)	1 (1)	77 (83)	158 (166)	- (-)	11 (15)	1 (0)	18 (19)	41 (49)	- (-)	6 (5)	1 (0)	6.5 (5.0)	- (-)
21 窯業・土石	21 (12)	25.0 (14.0)	4 (2)	0 (0)	15 (10)	23 (14)	- (-)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	- (-)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	- (-)
22 鉄鋼	17 (16)	21.0 (19.0)	3 (3)	0 (0)	10 (10)	16 (16)	- (-)	1 (0)	0 (0)	3 (3)	5 (3)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	- (-)
23 非鉄金属	46 (46)	57.0 (55.0)	9 (7)	0 (0)	26 (28)	44 (42)	- (-)	2 (2)	0 (0)	8 (8)	12 (12)	- (-)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	- (-)
24 金属製品	167 (207)	233.0 (292.0)	25 (46)	0 (0)	49 (67)	99 (159)	- (-)	41 (39)	0 (0)	50 (54)	132 (132)	- (-)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	- (-)
29 電気機械器具	437 (379)	622.5 (545.0)	159 (143)	1 (2)	163 (146)	482 (434)	- (-)	27 (24)	1 (1)	67 (51)	122 (100)	- (-)	18 (10)	1 (2)	18.5 (11.0)	- (-)
25~27 30.31 その他機械	1,415 (1,506)	2,004.0 (2,102.5)	490 (513)	13 (10)	576 (631)	1,569 (1,667)	- (-)	106 (92)	1 (2)	186 (213)	399 (399)	- (-)	29 (28)	14 (17)	36.0 (36.5)	- (-)
19.20 28.32 その他製造業	271 (259)	387.0 (366.0)	107 (101)	1 (0)	113 (118)	328 (320)	- (-)	9 (6)	0 (0)	29 (28)	47 (40)	- (-)	12 (6)	0 (0)	12.0 (6.0)	- (-)
F 電気・ガス・水道業	39 (35)	60.0 (54.0)	21 (19)	0 (0)	16 (15)	58 (53)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- (-)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	- (-)
G 情報通信業	75 (63)	113.0 (93.0)	38 (30)	2 (1)	31 (30)	109 (91)	- (-)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	- (-)	3 (1)	0 (0)	3.0 (1.0)	- (-)
H 運輸業	305 (287)	377.5 (358.5)	55 (56)	9 (5)	176 (175)	295 (292)	- (-)	20 (17)	6 (2)	25 (24)	71 (60)	- (-)	9 (5)	5 (3)	11.5 (6.5)	- (-)
I 卸・小売業	688 (686)	897.0 (898.5)	167 (170)	20 (20)	247 (258)	601 (618)	- (-)	51 (50)	12 (13)	146 (136)	260 (249)	- (-)	27 (24)	18 (15)	36.0 (31.5)	- (-)
J・K 金融・保険・不動産・ 物品賃貸業	259 (252)	368.5 (357.0)	105 (98)	2 (1)	128 (129)	340 (326)	- (-)	5 (7)	0 (0)	12 (11)	22 (25)	- (-)	6 (6)	1 (0)	6.5 (6.0)	- (-)
L 学術研究、 専門・技術サービス	34 (39)	47.0 (54.0)	13 (14)	0 (1)	18 (20)	44 (49)	- (-)	0 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (2)	- (-)	2 (3)	0 (0)	2.0 (3.0)	- (-)
M 宿泊・飲食サービス	103 (102)	125.5 (126.0)	17 (21)	10 (2)	39 (43)	83 (87)	- (-)	6 (4)	0 (3)	27 (24)	39 (35)	- (-)	3 (3)	1 (2)	3.5 (4.0)	- (-)
N 生活関連サービス・ 娯楽業	245 (210)	331.5 (274.5)	27 (25)	1 (2)	49 (51)	104 (103)	- (-)	64 (46)	4 (2)	79 (64)	211 (158)	- (-)	12 (7)	9 (13)	16.5 (13.5)	- (-)
O 教育、学習支援業	49 (46)	63.5 (60.5)	12 (13)	0 (1)	24 (23)	48 (50)	- (-)	3 (2)	0 (0)	5 (3)	11 (7)	- (-)	4 (3)	1 (1)	4.5 (3.5)	- (-)
P 医療、福祉	675 (616)	861.0 (788.0)	142 (136)	16 (14)	207 (186)	507 (472)	- (-)	59 (49)	51 (48)	139 (128)	308 (274)	- (-)	31 (29)	30 (26)	46.0 (42.0)	- (-)
Q 複合サービス事業	91 (98)	126.0 (137.0)	31 (34)	0 (1)	46 (51)	108 (120)	- (-)	4 (5)	0 (0)	8 (6)	16 (16)	- (-)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	- (-)
R サービス業	336 (345)	426.5 (428.0)	78 (71)	15 (11)	175 (184)	346 (337)	- (-)	15 (15)	3 (9)	30 (41)	63 (80)	- (-)	15 (8)	5 (6)	17.5 (11.0)	- (-)
合 計	5,942 (5,887)	8,029.5 (7,937.0)	1,669 (1,677)	100 (80)	2,407 (2,475)	5,845 (5,909)	310 (426)	462 (417)	86 (86)	926 (905)	1,936 (1,825)	211 (252)	205 (159)	87 (88)	248.5 (203.0)	40.5 (62.0)

* ()内は、平成21年6月1日現在。

第5表 障害者雇用の概況(規模別)

規 模		① 企 業 数 (社)	② 法定雇用障害者 の算定の基礎と なる労働者数 (人)	③ 障害者の数(人)						④ 実雇用率 ($E \div ② \times 100$) (%)	⑤ 法定雇用率 達成企業数 (社)	⑥ 法定雇用 率 達 成 企 業 割 合 (%)
				A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 精神障害者 である短時間 労働者	E 計 $A \times 2 + B + C$ $+ D \times 0.5$	F. うち新規雇 用分			
56人～99人	平成22年	910	66,760	242	28	489	9.0	1,005.5	74.5	1.51	425	46.7
	平成21年	(946)	(69,037)	(250)	(27)	(501)	(11.0)	(1,033.5)	(69.0)	(1.50)	(464)	(49.0)
100人～299人	平成22年	931	141,002	479	61	933	35.0	1,969.5	161.5	1.40	452	48.5
	平成21年	(929)	(140,382)	(462)	(52)	(963)	(35.0)	(1,956.5)	(179.5)	(1.39)	(445)	(47.9)
300人～499人	平成22年	165	57,835	259	45	510	11.0	1,078.5	74.5	1.86	92	55.8
	平成21年	(170)	(59,123)	(259)	(42)	(519)	(11.0)	(1,084.5)	(112.5)	(1.83)	(89)	(52.4)
500人～999人	平成22年	102	63,316	318	13	442	6.0	1,094.0	65.5	1.73	58	56.9
	平成21年	(99)	(61,808)	(313)	(11)	(417)	(6.0)	(1,057.0)	(104.0)	(1.71)	(53)	(53.5)
1,000人以上	平成22年	59	148,700	833	39	1,164	26.0	2,882.0	185.5	1.94	37	62.7
	平成21年	(58)	(149,665)	(810)	(34)	(1,139)	(25.0)	(2,805.5)	(275.0)	(1.87)	(32)	(55.2)
合 計	平成22年	2,167	477,613	2,131	186	3,538	87.0	8,029.5	561.5	1.68	1,064	49.1
	平成21年	(2,202)	(480,015)	(2,094)	(166)	(3,539)	(88.0)	(7,937.0)	(740.0)	(1.65)	(1,083)	(49.2)

第6表 障害種別雇用の状況(規模別)

区 分		① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)					③ 知的障害者の数(人)					④ 精神障害者の数(人)			
		A 実障害者数 ② $(A+B+C)+$ ③ $(A+B+C)+$ ④ $(A+B)$	B 算出障害者数 ② $D+③D+④C$	A. 重度身体障 害者	B. 重度身体障 害者である短時 間労働者	C. 重度以外の 身体障害者	D. 計 $A \times 2 + B + C$	E. うち新規雇 用分	A. 重度知的障 害者	B. 重度知的障 害者である短時 間労働者	C. 重度以外の 知的障害者	D. 計 $A \times 2 + B + C$	E. うち新規雇 用分	A 精神障害者	B. 精神障害者 である短時間労 働者	C 計 $A + B \times 0.5$	D. うち新規雇 用分
56人～99人	平成22年	768	1,005.5	128	19	315	590	-	114	9	152	389	-	22	9	26.5	-
	平成21年	(789)	(1,033.5)	(135)	(8)	(326)	(604)	(-)	(115)	(19)	(156)	(405)	(-)	(19)	(11)	(24.5)	(-)
100人～299人	平成22年	1,508	1,969.5	357	27	643	1,384	-	122	34	249	527	-	41	35	58.5	-
	平成21年	(1,512)	(1,956.5)	(355)	(25)	(691)	(1,426)	(-)	(107)	(27)	(244)	(485)	(-)	(28)	(35)	(45.5)	(-)
300人～499人	平成22年	825	1,078.5	191	23	322	727	-	68	22	152	310	-	36	11	41.5	-
	平成21年	(831)	(1,084.5)	(200)	(20)	(353)	(773)	(-)	(59)	(22)	(141)	(281)	(-)	(25)	(11)	(30.5)	(-)
500人～999人	平成22年	779	1,094.0	272	11	333	888	-	46	2	76	170	-	33	6	36.0	-
	平成21年	(747)	(1,057.0)	(268)	(9)	(316)	(861)	(-)	(45)	(2)	(71)	(163)	(-)	(30)	(6)	(33.0)	(-)
1,000人以上	平成22年	2,062	2,882.0	721	20	794	2,256	-	112	19	297	540	-	73	26	86.0	-
	平成21年	(2,008)	(2,805.5)	(719)	(18)	(789)	(2,245)	(-)	(91)	(16)	(293)	(491)	(-)	(57)	(25)	(69.5)	(-)
合 計	平成22年	5,942	8,029.5	1,669	100	2,407	5,845	310	462	86	926	1,936	211	205	87	248.5	41
	平成21年	(5,887)	(7,937.0)	(1,677)	(80)	(2,475)	(5,909)	(426)	(417)	(86)	(905)	(1,825)	(252)	(159)	(88)	(203.0)	(62)

第7表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区 分	①法定雇用率 未達成企業の数	② 不 足 数								③障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
56人～99人	485 (100.0%)	485 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	481 (99.2%)
100人～299人	479 (100.0%)	260 (54.3%)	179 (37.4%)	32 (6.7%)	6 (1.3%)	2 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	254 (53.0%)
300人～499人	73 (100.0%)	27 (37.0%)	15 (20.5%)	16 (21.9%)	10 (13.7%)	5 (6.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (2.7%)
500人～999人	44 (100.0%)	10 (22.7%)	9 (20.5%)	10 (22.7%)	6 (13.6%)	9 (20.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	22 (100.0%)	2 (9.1%)	7 (31.8%)	3 (13.6%)	0 (0.0%)	7 (31.8%)	2 (9.1%)	1 (4.5%)	0 (0.0%)	1 (4.5%)
合 計	1,103 (100.0%)	784 (71.1%)	210 (19.0%)	61 (5.5%)	22 (2.0%)	23 (2.1%)	2 (0.2%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	738 (66.9%)

(注)1 上段は企業数、下段の()内は当該企業規模階級内における構成比。

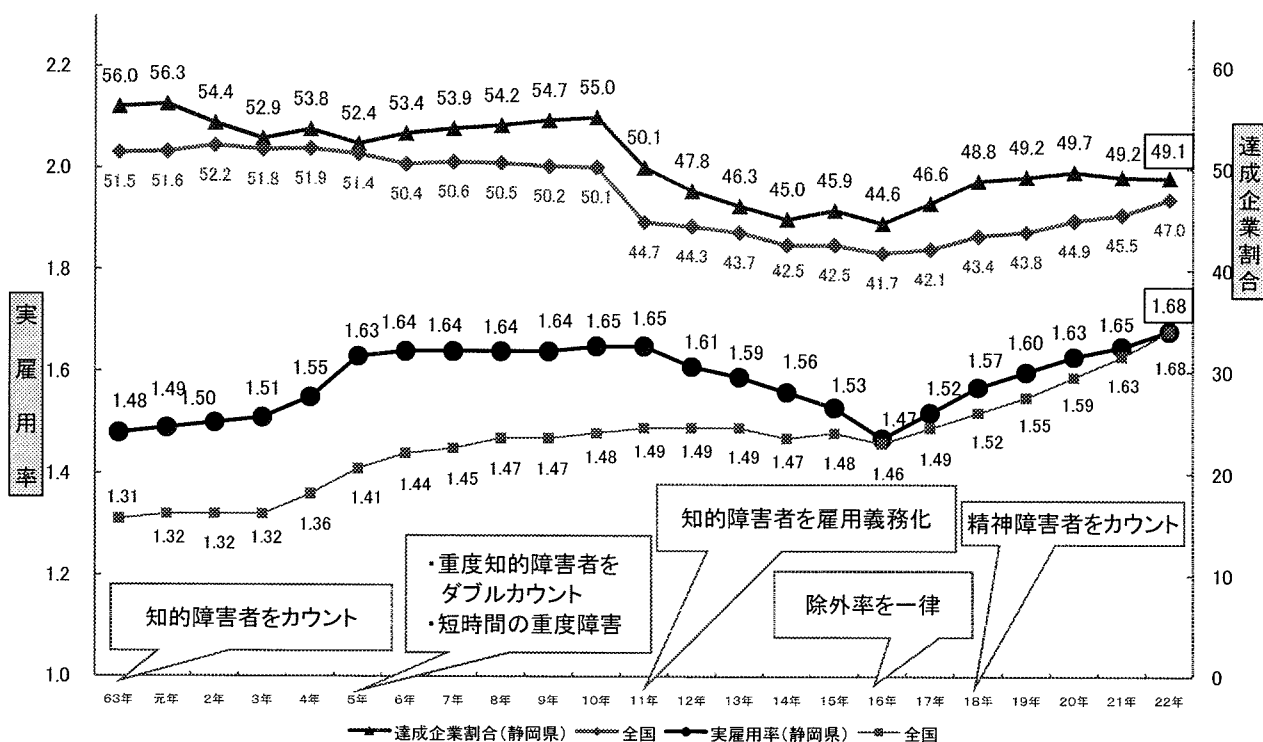
2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

第8表 民間企業における障害者雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

調査年	静岡県			全国			法定雇用率 (対象企業規模)
	障害者数(人)	実雇用率(%)	達成割合(%)	障害者数(人)	実雇用率(%)	達成割合(%)	
昭和 62年	4,354	1.35	58.8	171,880	1.25	53.0	1.5%
63年	5,048	1.48	56.0	187,115	1.31	51.5	1.6% (63人以上規模)
平成 元年	5,314	1.49	56.3	195,276	1.32	51.6	
2年	5,420	1.50	54.4	203,634	1.32	52.2	
3年	5,718	1.51	52.9	214,814	1.32	51.8	
4年	6,019	1.55	53.8	229,627	1.36	51.9	
5年	6,310	1.63	52.4	240,985	1.41	51.4	
6年	6,488	1.64	53.4	245,348	1.44	50.4	
7年	6,485	1.64	53.9	247,077	1.45	50.6	
8年	6,427	1.64	54.2	247,982	1.47	50.5	
9年	6,493	1.64	54.7	250,030	1.47	50.2	
10年	6,490	1.65	55.0	251,443	1.48	50.1	1.8% (56人以上規模)
11年	6,593	1.65	50.1	254,562	1.49	44.7	
12年	6,304	1.61	47.8	252,836	1.49	44.3	
13年	6,351	1.59	46.3	252,870	1.49	43.7	
14年	6,177	1.56	45.0	246,284	1.47	42.5	
15年	6,063	1.53	45.9	247,093	1.48	42.5	
16年	6,245	1.47	44.6	257,939	1.46	41.7	
17年	6,586	1.52	46.6	269,066	1.49	42.1	
18年	7,003.5	1.57	48.8	283,750.5	1.52	43.4	
19年	7,527.5	1.60	49.2	302,716.0	1.55	43.8	
20年	7,998.0	1.63	49.7	325,603.0	1.59	44.9	
21年	7,937.0	1.65	49.2	332,811.5	1.63	45.5	
22年	8,029.5	1.68	49.1	342,973.5	1.68	47.0	

グラフ1 民間企業における障害者雇用率及び達成企業割合の推移



第9表 都道府県別の実雇用率等の状況

都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社及び関係会社特例の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率 (%)					法定雇用率達成企業の割合 (%)				
	22年	順位	21年	順位	対前年増減	22年	順位	21年	順位	対前年増減
全国	1.68		1.63		0.05	47.0		45.5		1.5
北海道	1.85	15	1.77	16	0.08	53.0	25	49.7	31	3.3
青森県	1.71	24	1.65	28	0.06	49.4	36	44.2	42	5.2
岩手県	1.86	12	1.78	13	0.08	53.2	24	51.2	27	2.0
宮城県	1.62	35	1.57	34	0.05	47.3	41	45.2	41	2.1
秋田県	1.58	43	1.53	45	0.05	52.0	28	51.4	25	0.6
山形県	1.58	43	1.56	37	0.02	52.5	26	52.6	23	△ 0.1
福島県	1.61	39	1.56	37	0.05	45.9	42	45.3	40	0.6
茨城県	1.60	40	1.54	42	0.06	51.0	31	50.7	28	0.3
栃木県	1.58	43	1.54	42	0.04	49.2	38	47.3	38	1.9
群馬県	1.62	35	1.56	37	0.06	51.6	29	47.0	39	4.6
埼玉県	1.59	42	1.54	42	0.05	40.4	46	41.6	46	△ 1.2
千葉県	1.60	40	1.53	45	0.07	49.4	36	48.2	36	1.2
東京都	1.63	33	1.56	37	0.07	33.0	47	31.1	47	1.9
神奈川県	1.62	35	1.57	34	0.05	45.8	43	43.5	43	2.3
新潟県	1.57	46	1.55	41	0.02	47.5	40	48.3	35	△ 0.8
富山県	1.68	28	1.67	25	0.01	58.9	12	60.2	4	△ 1.3
石川県	1.62	35	1.60	32	0.02	53.9	22	50.7	28	3.2
福井県	2.25	2	2.25	1	0.00	54.9	20	55.8	14	△ 0.9
山梨県	1.67	30	1.61	30	0.06	49.6	34	51.3	26	△ 1.7
長野県	1.78	21	1.72	21	0.06	56.9	15	54.9	16	2.0
岐阜県	1.73	23	1.69	24	0.04	54.3	21	53.8	21	0.5
静岡県	1.68	28	1.65	28	0.03	49.1	39	49.2	32	△ 0.1
愛知県	1.63	33	1.57	34	0.06	44.8	44	43.1	44	1.7
三重県	1.50	47	1.50	47	0.00	49.8	33	48.7	34	1.1
滋賀県	1.69	26	1.67	25	0.02	56.5	17	55.8	14	0.7
京都府	1.82	19	1.77	16	0.05	49.5	35	47.5	37	2.0
大阪府	1.67	30	1.60	32	0.07	44.5	45	42.9	45	1.6
兵庫県	1.81	20	1.76	19	0.05	56.6	16	54.4	19	2.2
奈良県	2.08	5	2.00	8	0.08	57.1	13	57.7	12	△ 0.6
和歌山県	1.92	10	2.02	6	△ 0.10	62.4	4	59.6	6	2.8
鳥取県	1.83	16	1.78	13	0.05	59.6	8	59.0	10	0.6
島根県	1.83	16	1.78	13	0.05	64.6	3	63.7	3	0.9
岡山県	1.86	12	1.79	12	0.07	53.9	22	54.3	20	△ 0.4
広島県	1.83	16	1.77	16	0.06	51.0	31	49.1	33	1.9
山口県	2.28	1	2.22	2	0.06	55.2	19	54.7	17	0.5
徳島県	1.67	30	1.61	30	0.06	57.0	14	52.8	22	4.2
香川県	1.74	22	1.72	21	0.02	59.1	10	59.4	7	△ 0.3
愛媛県	1.69	26	1.66	27	0.03	52.5	26	52.3	24	0.2
高知県	1.90	11	1.75	20	0.15	59.4	9	57.3	13	2.1
福岡県	1.71	24	1.70	23	0.01	51.1	30	50.7	28	0.4
佐賀県	2.18	3	2.13	4	0.05	68.0	2	70.6	1	△ 2.6
長崎県	2.08	5	2.07	5	0.01	59.7	7	59.4	7	0.3
熊本県	1.98	9	2.00	8	△ 0.02	59.0	11	58.0	11	1.0
大分県	2.16	4	2.15	3	0.01	60.1	6	60.2	4	△ 0.1
宮崎県	2.03	8	2.01	7	0.02	69.4	1	65.1	2	4.3
鹿児島県	2.05	7	1.95	10	0.10	61.7	5	59.3	9	2.4
沖縄県	1.86	12	1.82	11	0.04	56.4	18	54.5	18	1.9

II 地方公共団体における障害者雇用状況

① 都道府県機関(法定雇用率2.1%)

第10表 概況

区分	① 機関数 (機関)	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数(人)					④ 実雇用率 (E÷②×100) (%)	⑤ 法定雇用率 達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用率達成 率 達成率 (%)	
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
静岡県	3 (4)	6,848 (7,573)	30 (33)	5 (1)	87 (95)	1.0 (0.0)	152.5 (162.0)	6.5 (10.0)	2.23 (2.14)	3 (4)	100.0 (100.0)
全国	156 (160)	303,351 (315,993)	1,928 (1,981)	74 (53)	3,665 (3,810)	7.0 (0.0)	7,598.5 (7,825.0)	198.5 (189.0)	2.50 (2.48)	148 (155)	94.9 (96.9)

()内は、平成21年6月1日現在。

第11表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)					③ 知的障害者の数(人)					④ 精神障害者の数(人)			
	A. 実障害者数 ②(A+B+C)+ ③(A+B+C)+ ④(A+B)	B. 算出障害者数 ②D+③D+④C	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用分
静岡県	123 (129)	152.5 (162.0)	30 (33)	5 (1)	86 (91)	151 (158)	6 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (3)	0 (1)	1.0 (0.0)	1.5 (1.0)	0.5 (0.0)	
全国	5,674 (5,844)	7,598.5 (7,825.0)	1,926 (1,979)	74 (53)	3,553 (3,721)	7,479 (7,732)	181 (172)	2 (2)	0 (0)	35 (25)	39 (17)	77 (64)	7.0 (0.0)	80.5 (64.0)	2.5 (0.0)	

()内は、平成21年6月1日現在。

② 市町機関(法定雇用率2.1%)

第12表 概況

区分	① 機関数 (機関)	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数(人)					④ 実雇用率 (E÷②×100) (%)	⑤ 法定雇用率 達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用率達成 率 達成率 (%)	
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分				
静岡県	47 (53)	25,761 (25,589)	143 (143)	1 (1)	307 (294)	3.0 (3.0)	595.5 (582.5)	33.0 (40.5)	2.31 (2.28)	43 (50)	91.5 (94.3)
全国	2,372 (2,448)	939,759 (946,950)	5,814 (5,745)	245 (177)	10,657 (10,739)	35.0 (23.0)	22,547.5 (22,417.5)	976.5 (903.5)	2.40 (2.37)	2,098 (2,146)	88.4 (87.7)

()内は、平成21年6月1日現在。

第13表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)					③ 知的障害者の数(人)					④ 精神障害者の数(人)			
	A. 実障害者数 ②(A+B+C)+ ③(A+B+C)+ ④(A+B)	B. 算出障害者数 ②D+③D+④C	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用分
静岡県	454 (441)	595.5 (582.5)	141 (142)	1 (1)	269 (261)	552 (546)	28 (30)	2 (1)	0 (0)	24 (21)	28 (23)	2 (8)	14 (12)	3.0 (3.0)	15.5 (13.5)	3.0 (2.5)
全国	16,751 (16,684)	22,547.5 (22,417.5)	5,783 (5,720)	226 (161)	9,934 (10,133)	21,726 (21,734)	866 (795)	31 (25)	19 (16)	325 (297)	406 (363)	52 (70)	398 (309)	35.0 (23.0)	415.5 (320.5)	38.5 (38.5)

()内は、平成21年6月1日現在。

③ 法定雇用率2.0%が適用される教育委員会

第14表 概況

区分	① 機関数 (機関)	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数(人)					④ 実雇用率 (E÷②×100) (%)	⑤ 法定雇用率 達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用率達成 率 達成率 (%)	
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分				
静岡県	4 (4)	17,658 (17,692)	77 (74)	2 (1)	154 (143)	0.0 (0.0)	310.0 (292.0)	27.0 (15.0)	1.76 (1.65)	1 (1)	25.0 (25.0)
全国	130 (138)	628,850 (634,186)	2,997 (2,935)	77 (68)	5,140 (4,983)	2.0 (0.0)	11,212.0 (10,921.0)	606.5 (525.0)	1.78 (1.72)	79 (75)	60.8 (54.3)

()内は、平成21年6月1日現在。

第15表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)					③ 知的障害者の数(人)					④ 精神障害者の数(人)			
	A. 実障害者数 ②(A+B+C)+ ③(A+B+C)+ ④(A+B)	B. 算出障害者数 ②D+③D+④C	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用分
静岡県	233 (218)	310.0 (292.0)	77 (74)	2 (1)	149 (137)	305 (286)	27 (12)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (2)	3 (4)	0.0 (0.0)	3.0 (4.0)	0.0 (1.0)
全国	8,216 (7,986)	11,212.0 (10,921.0)	2,986 (2,930)	74 (65)	4,970 (4,857)	11,016 (10,782)	537 (486)	11 (5)	3 (3)	70 (45)	95 (58)	62 (31)	100 (81)	0.0 (0.0)	101.0 (81.0)	7.5 (8.0)

()内は、平成21年6月1日現在。

④ 特殊法人(法定雇用率2.1%)

第16表 概況

区分	① 機関数 (機関)	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数(人)					④ 実雇用率 (E÷②×100) (%)	⑤ 法定雇用率 達成機関数 (機関)	⑥ 法定雇用率達成 率 達成率 (%)	
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分				
静岡県	6 (4)	3,432 (3,095)	20 (14)	0 (0)	25 (16)	0.0 (0.0)	65.0 (44.0)	4.0 (6.0)	1.89 (1.42)	3 (2)	50.0 (50.0)
全国	270 (243)	295,944 (251,756)	1,739 (1,444)	61 (53)	3,085 (2,364)	30.0 (18.0)	6,639.0 (5,314.0)	1,572.5 (709.5)	2.24 (2.11)	202 (177)	74.8 (72.8)

()内は、平成21年6月1日現在。

第17表 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(人)		② 身体障害者の数(人)					③ 知的障害者の数(人)					④ 精神障害者の数(人)			
	A. 実障害者数 ②(A+B+C)+ ③(A+B+C)+ ④(A+B)	B. 算出障害者数 ②D+③D+④C	A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 計 A×2+B+C	E. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 計 A+B×0.5	D. うち新規雇用分
静岡県	45 (30)	65.0 (44.0)	20 (14)	0 (0)	24 (16)	64 (44)	3 (6)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
全国	4,915 (3,879)	6,639.0 (5,314.0)	1,611 (1,346)	59 (53)	2,509 (2,027)	5,790 (4,772)	1,240 (545)	128 (98)	2 (0)	234 (138)	492 (334)	182 (113)	342 (199)	30.0 (18.0)	357.0 (208.0)	### (51.5)

()内は、平成21年6月1日現在。

⑤ 公的機関の各機関の状況

・都道府県機関の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	6,848	152.5	2.23	0.0	
静岡県	5,725	126.5	2.21	0.0	注4
静岡県立静岡がんセンター	487	11.0	2.26	0.0	
静岡県警察本部	636	15.0	2.36	0.0	

・市町機関の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	25,761	595.5	2.31	5.0	
静岡市	3,894	84.0	2.16	0.0	
浜松市	4,059	96.0	2.37	0.0	
沼津市	1,297	34.0	2.62	0.0	注4
熱海市	407	8.0	1.97	0.0	注4
三島市	623	18.0	2.89	0.0	注4
富士宮市	892	22.0	2.47	0.0	注4
伊東市	463	10.0	2.16	0.0	
島田市	1,084	25.0	2.31	0.0	注4
富士市	1,307	28.0	2.14	0.0	
磐田市	710	16.0	2.25	0.0	
焼津市	831	20.0	2.41	0.0	
掛川市	1,138	32.0	2.81	0.0	注4
藤枝市	825	19.0	2.30	0.0	
御殿場市	710	19.0	2.68	0.0	注4
袋井市	594	14.0	2.36	0.0	注4
下田市	164	5.0	3.05	0.0	
裾野市	512	12.0	2.34	0.0	注4
湖西市	556	10.0	1.80	1.0	注4
御前崎市	356	9.0	2.53	0.0	注4
伊豆市	401	9.0	2.24	0.0	注4
伊豆の国市	347	5.0	1.44	2.0	注4
菊川市	430	9.0	2.09	0.0	注4
牧之原市	296	9.0	3.04	0.0	
東伊豆町	125	4.0	3.20	0.0	
河津町	88	1.0	1.14	0.0	
南伊豆町	80	1.0	1.25	0.0	
松崎町	89	3.0	3.37	0.0	
西伊豆町	97	2.0	2.06	0.0	
函南町	149	4.0	2.68	0.0	
清水町	177	5.0	2.82	0.0	注4
長泉町	194	3.0	1.55	1.0	注4
小山町	198	4.0	2.02	0.0	注4
吉田町	182	3.0	1.65	0.0	
川根本町	124	3.0	2.42	0.0	
森町	221	4.0	1.81	0.0	
伊東市教育委員会	156	2.0	1.28	1.0	
磐田市教育委員会	183	4.0	2.19	0.0	
焼津市教育委員会	96	2.0	2.08	0.0	
藤枝市教育委員会	103	3.0	2.91	0.0	
下田市教育委員会	88	1.0	1.14	0.0	
函南町教育委員会	64	1.0	1.56	0.0	
森町教育委員会	68	1.0	1.47	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
静岡市企業局	427	12.0	2.81	0.0	
浜松市水道部	352	8.0	2.27	0.0	
共立蒲原総合病院組合	168	3.5	2.08	0.0	
浜名湖競艇企業団	104	2.0	1.92	0.0	
磐田市立総合病院	332	6.0	1.81	0.0	

・法定雇用率2.0%が適用される教育委員会の状況

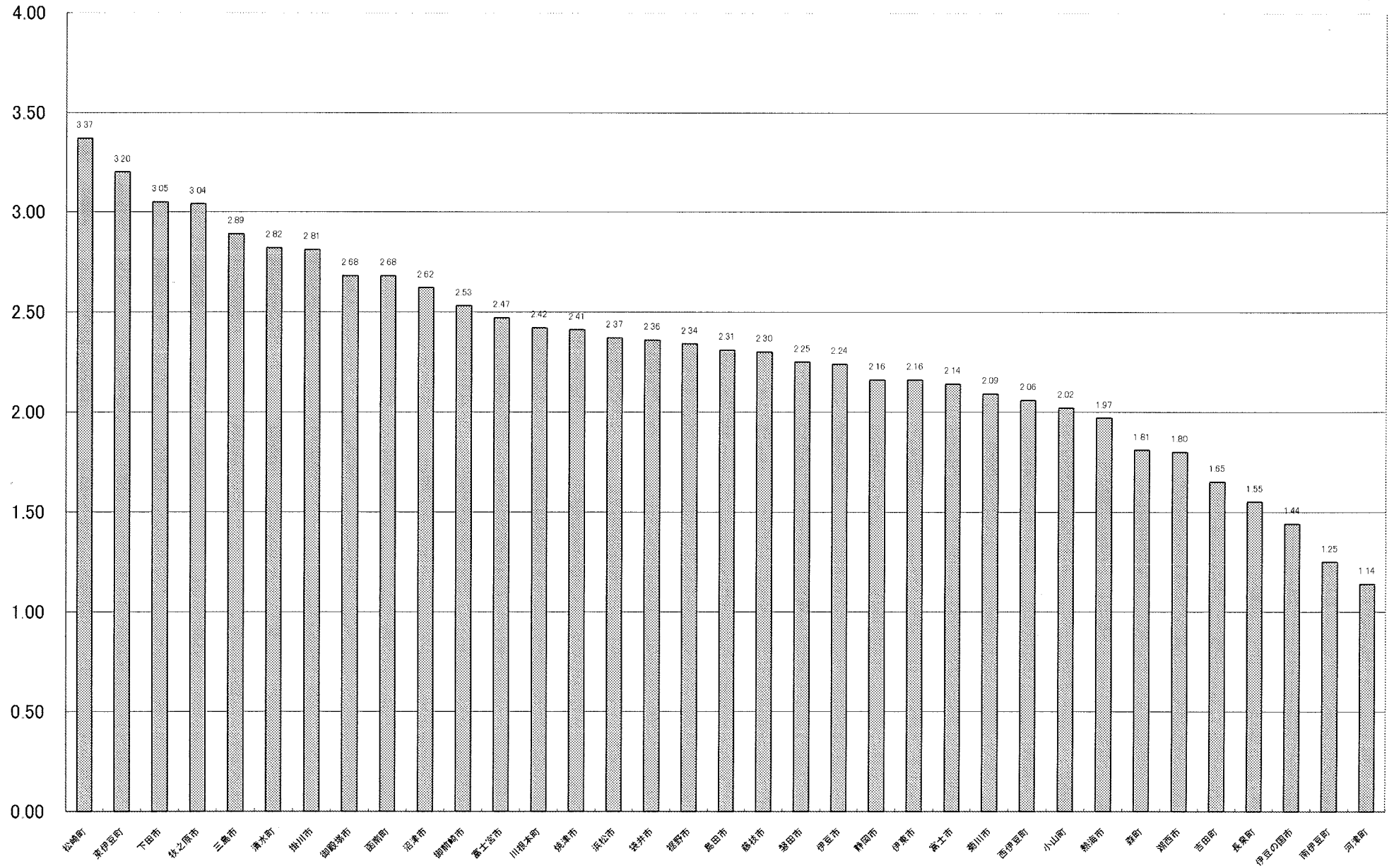
	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	17,658	310.0	1.76	42.0	
静岡県教育委員会	11,985	216.0	1.80	23.0	
静岡市教育委員会	2,517	39.0	1.55	11.0	
浜松市教育委員会	2,940	50.0	1.70	8.0	
富士市教育委員会	216	5.0	2.31	0.0	

・特殊法人の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	3,432	65.0	1.89	12.0	
地方独立行政法人静岡県立病院機構	1,128	16.0	1.42	7.0	
静岡県公立大学法人	261	7.0	2.68	0.0	
公立大学法人静岡文化芸術大学	79	0.0	0.00	1.0	
国立大学法人静岡大学	822	22.0	2.68	0.0	
国立大学法人浜松医科大学	942	15.0	1.59	4.0	
独立行政法人海技教育機構	200	5.0	2.50	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

市町機関障害者雇用率状況



別表 公的機関における雇用率未達成不足数の状況

・市町機関の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	1,253	20.0	1.60	5.0	
湖西市	556	10.0	1.80	1.0	
伊豆の国市	347	5.0	1.44	2.0	
長泉町	194	3.0	1.55	1.0	
伊東市教育委員会	156	2.0	1.28	1.0	

・法定雇用率2.0%が適用される教育委員会の状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	17,442	305.0	1.75	42.0	
静岡県教育委員会	11,985	216.0	1.80	23.0	
静岡市教育委員会	2,517	39.0	1.55	11.0	
浜松市教育委員会	2,940	50.0	1.70	8.0	

・特殊法人の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	942	15.0	1.59	4.0	
地方独立行政法人静岡県立病院機構	1,128	16.0	1.42	7.0	
公立大学法人静岡文化芸術大学	79	0.0	0.00	1.0	
国立大学法人浜松医科大学	942	15.0	1.59	4.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。